

## 水俣病事件略年表

- 1953年（昭和28） 水俣市の海岸部でネコ踊り病多発
- 1956年（昭和31） 水俣病公式確認（5月1日）  
熊本大学研究班、病気の原因が水俣湾の魚介類に含まれる重金属と結論（11月3日）  
伝染病報道
- 1957年（昭和32） 「水俣奇病罹災者互助会」結成  
熊本県、厚生省に漁獲禁止措置の可否を照会 国の答えは否。
- 1958年（昭和33） 厚生省「水俣病の原因はセレン、タリウム、マンガン。出所はチッソが疑われる」と発表  
チッソ、排水路を反対側に変更
- 1959年（昭和34） 不知火海沿岸漁民チッソに投石  
見舞金契約（12月30日）成人10万円 子供3万円
- 1962年（昭和37） 安賃闘争（3年間続く）  
患者審査会 16人を胎児性水俣病と認定
- 1963年（昭和38） 熊本大学研究班「水俣病の原因はメチル水銀化合物で、水俣湾の貝、チッソのスラッジから抽出」と公式発表
- 1965年（昭和40） 新潟で第二の水俣病患者確認（6月12日）
- 1967年（昭和42） 新潟水俣病患者家族13人が昭和電工に補償を求め提訴
- 1968年（昭和43） アセチレン法アセトアルデヒド製造設備を停止  
政府見解（病気の原因をチッソの廃液と断定、公害病に認定）
- 1969年（昭和44） 水俣病第一次訴訟 112人の原告がチッソに補償を求め提訴
- 1973年（昭和48） 第一次訴訟判決（3月20日）  
「第三水俣病」報道（5月22日）
- 1975年（昭和50） 熊本県議会議員の「ニセ患者発言」
- 1978年（昭和53） チッソ株式の上場廃止
- 1980年（昭和55） 水俣病第三次訴訟提訴
- 1982年（昭和57） 関西訴訟 東京、京都、福岡でも提訴
- 1987年（平成6） 第三次訴訟判決 裁判所が初めて国県の行政責任を認める
- 1995年（平成7） 政府が未認定患者の救済策を決定 主な患者団体救済策を受諾  
1万1537人に260万円の一時金と医療手帳など
- 2004年（平成16） 関西訴訟最高裁判決
- 2007年（平成19） 新たな裁判の提訴
- 2009年（平成21） 水俣病被害者救済特別措置法成立
- 2012年（平成24） 特措法による「救済」申請受付締め切り（7月31日）
- 2013（平成25） 溝口訴訟最高裁判決で原告勝訴  
熊本で「水銀に関する水俣条約」採択（10月）
- 2014（平成25） 水俣病第二世代訴訟一審判決で、熊本地裁は原告8人のうち3人を水俣病と認めたが、5人は棄却した